

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等の提出時における本人確認について

千葉県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）第16条の規定により、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出いただく際は、「**本人確認**」をさせていただきます。

本人確認は、「**番号確認**」と「**身元確認**」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組合せは、以下のとおりです。

なお、郵送の場合は、**当該書類の写し**を同封してください。

★ 県税に関する証明書等申請時の「本人確認」とは異なります。

- ◎ 有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。
- ◎ 法人番号については、番号法に基づく本人確認は必要ありません。

番号確認・身元確認とは？

- 番号確認・・・「記載された個人番号が正しい番号であることの確認」
- 身元確認・・・「申告者等が、個人番号の正しい持ち主であることの確認」

1 本人が申告書等を提出する場合（郵送時は写しを同封してください。）

◎ア～エのいずれかの組合せの書類をご用意ください。

本人確認

納税証明書交付申請時における「本人確認」とは異なります。

	番号確認	身元確認
ア	マイナンバーカード（個人番号カード） <input type="checkbox"/>	マイナンバーカード（個人番号カード） <input type="checkbox"/>
イ	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> ・通知カード （氏名、住所等の記載事項に変更がないもの 又は正しく変更手続がとられているもの） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （個人番号が記載されたもの）	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 <input type="checkbox"/> 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き身分証明書 / 顔写真付き社員証 / 顔写真付き資格証明書 / 戦傷病者手帳
ウ		【身分証明書（以下の書類から1点）】 <input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / プレ印字申告書 / 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書
エ		【身分証明書（以下の書類から2点）】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 学生証（顔写真なし） / 身分証明書（顔写真なし） / 社員証（顔写真なし） / 資格証明書（顔写真なし） / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 上場株式配当等の支払通知書 / 特定口座年間取引報告書

※□は確認用としてご使用ください。

本人確認

納税証明書交付申請時における「本人確認」とは異なります。

	本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
ア	<p>【以下の書類（写し）から1点】 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人のマイナンバーカード（個人番号カード）の写し ・本人の通知カードの写し 	<p>【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/></p> <p>代理人のマイナンバーカード（個人番号カード） / 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き身分証明書 / 顔写真付き社員証 / 顔写真付き資格証明書 / 戦傷病者手帳</p> <p style="text-align: center;">＜代理人が法人の場合＞</p> <p>登記事項証明書 / 印鑑登録証明書 / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>当該法人との関係を証する書類（社員証等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状【原本】 <input type="checkbox"/> （任意代理人の場合） ・戸籍謄本（法定代理人の場合） ・本人及び代理人の個人識別事項の記載及び押印のある提出書類（税務代理権限証書等）
イ	<p>（氏名、住所等の記載事項に変更がないもの又は正しく変更手続がとられているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの） 	<p>【以下の書類から2点】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / 学生証（顔写真なし） / 身分証明書（顔写真なし） / 社員証（顔写真なし） / 資格証明書（顔写真なし） / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 上場株式配当等の支払通知書 / 特定口座年間取引報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人しか持ち得ない書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証等）

※□は確認用としてご使用ください。